

妊婦健康診査実施要領

平成30年4月

第1条 目的

この要領は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条に規定する妊婦に対する健康診査（以下「妊婦健康診査」という。）に要する費用を負担し、積極的な受診を勧奨することにより、母子保健の向上を図ることを目的とする

第2条 実施主体

事業の実施主体は、八千代市（以下「市」という。）とする

第3条 健康診査の種類

妊婦健康診査

第4条 妊婦健康診査の実施

1 実施機関

市が委託している医療機関、又は助産所（以下「委託機関」という。）で行うものとする

2 実施対象者

- （1）市に住所を有する妊婦（以下「妊婦」という。）とする
- （2）妊娠8週前後から妊娠39週前後の妊婦
- （3）母子健康手帳の交付を受けていること
- （4）市が発行する医療機関委託妊婦健康診査受診票（以下「受診票」という。）の交付を受けているもの

3 妊婦健康診査の内容

- （1）本制度による妊婦健康診査は、一人につき14回以内とする
- （2）受診票を持参した者に、市の妊婦健康診査を行う
- （3）委託機関は、受診票の健康診査結果記入欄に結果を記入する
- （4）受診者に、妊婦健康診査の結果を説明し、必要に応じて、指導を行う
- （5）継続支援が必要とされる妊婦は、市に連絡をする

4 妊婦健康診査の項目

妊婦健康診査の項目は、次のとおりとする

(1) A票（券種：3）：

診察，計測，血圧，尿化学検査，保健指導，血液型（A B O血液型・R h血液型・赤血球不規則抗体），梅毒血清反応検査，血糖検査，貧血検査，B型肝炎抗原検査，C型肝炎抗体検査，H I V抗体検査，風疹ウイルス抗体検査

A票（選択検査）：子宮頸がん検診

(2) B票（券種：D，E，H，L）：

診察，計測，血圧，尿化学検査，保健指導

B票（選択検査）：超音波検査

(3) C－1票（券種：6，7，8，9，G，K，M）：

診察，計測，血圧，尿化学検査，保健指導，貧血検査，B群溶血性レンサ球菌検査

(4) C－2票（券種：F，N）：

診察，計測，血圧，尿化学検査，保健指導，クラミジア検査血液検査（貧血・血糖・H T L V－1抗体検査）

なお，助産所でC－2票を利用する場合は，診察，計測，血圧，尿化学検査，保健指導のみとする

第5条 費用の請求及び支払い

- 1 委託機関が，本制度による妊婦健康診査を行った場合の請求は，公益財団法人ちば県民保健予防財団（以下「予防財団」という。）を通して，医療機関委託妊婦健康診査料請求書（以下，「請求書」という。）を八千代市長に提出し請求するものとする
- 2 八千代市長は，予防財団から請求書を受理したときは，予防財団を通して，委託機関に費用を支払うものとする